

西日本工業大学自己点検・評価規程

最終改正 平成 24 年 10 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、西日本工業大学(以下「本学」という。)における教育研究活動等の状況について、自己点検・評価を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(自己点検・評価の意義)

第2条 本学は、自ら教育理念の実践と社会的使命及びその責任を自覚し、絶えず自己の教育研究活動等について検証することにより、現状の問題点を明らかにするとともに、その改善の方向を明確にし、組織的かつ継続的に改善改革を積極的に進め、本学の教育研究水準の向上及び教育研究組織の活性化を図り、もって特色ある大学づくりを目指すものである。

(自己点検・評価の組織)

第3条 本学は、全学的な自己点検・評価を行うため、自己評価総括委員会(以下「総括委員会」という。)を置く。

2 前項の総括委員会のもとに、教学に関する自己評価を行う教学自己評価委員会及び管理運営に関する自己評価を行う管理運営自己評価委員会を置く。

3 前項の教学自己評価委員会のもとに、点検作業部会として大学院・研究活動点検委員会、学部・学科点検委員会、教育活動点検委員会、学生活動点検委員会及び図書館点検委員会を置く。

4 第2項の管理運営自己評価委員会のもとに、点検作業部会として施設設備点検委員会、組織点検委員会及び財政点検委員会を置く。

5 前各項の委員会で点検・評価した結果を第三者的に評価を行う自己点検評価委員会を置く。

(総括委員会)

第4条 総括委員会は、次の者をもって構成し、委員長は学長の職にある者を充てる。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 工学研究科長
- (4) 教務部長、学生部長
- (5) 工学部長、デザイン学部長
- (6) 法人本部長

2 総括委員会は、委員長が召集し、議長となる。

3 委員長に事故ある場合は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

4 総括委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議決は委員の意向を尊重して委員長がこれを決する。

5 委員長が必要と認めた場合は、委員会の議を経て委員以外の者を出席させることができる。

6 総括委員会は、次に掲げる任務を遂行する。

- (1) 教学自己評価委員会及び管理運営自己評価委員会の統括に関すること。
- (2) 自己点検・評価の実施及び評価の公表等総括的な基本方針に関すること。
- (3) 大学運営機構及び組織の点検・評価に関すること。
- (4) 総括委員会の点検・評価に関すること。
- (5) 総括的改善策の基本方針策定に関すること。
- (6) その他教学及び管理運営自己評価委員会の連絡調整に関すること。

(教学自己評価委員会)

第5条 教学自己評価委員会は、次の者をもって構成し、委員長は学長の職にある者を充てる。

- (1) 学長

- (2) 副学長
- (3) 工学研究科長
- (4) 教務部長、学生部長
- (5) 工学部長、デザイン学部長
- 2 教学自己評価委員会は、委員長が召集し、議長となる。
- 3 委員長に事故ある場合は、委員長の指名する委員がその職務を代行する。
- 4 教学自己評価委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議決は委員の意向を尊重して委員長がこれを決する。
- 5 委員長が必要と認めた場合は、委員会の議を経て委員以外の者を出席させることができる。
- 6 教学自己評価委員会は、総括委員会の方針を受けて、次の任務を遂行する。
 - (1) 教学に関する点検・評価実施の基本方針に関すること。
 - (2) 点検・評価の項目設定及び点検実施項目の選択に関すること。
 - (3) 建学の理念及び教育方針等基本事項の点検・評価に関すること。
 - (4) 教学自己評価委員会の点検・評価に関すること。
 - (5) 教学に関する点検・評価結果のとりまとめ及び公表に関すること。
 - (6) その他点検委員会の連絡調整に関すること。

(管理運営自己評価委員会)

- 第6条 管理運営自己評価委員会は、次の者をもって構成し、委員長は法人本部長の職にある者を充てる。
- (1) 法人本部長
 - (2) 事務部長
 - (3) 各課・室長
 - 2 管理運営自己評価委員会は、委員長が召集し、議長となる。
 - 3 委員長に事故ある場合は、あらかじめ委員長の指名した者が委員会を招集し、議長の職務を代行する。
 - 4 管理運営自己評価委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議決は委員の意向を尊重して委員長がこれを決する。
 - 5 委員長が必要と認めた場合は、委員会の議を経て委員以外の者を出席させることができる。
 - 6 管理運営自己評価委員会は、総括委員会の方針を受けて、次の任務を遂行する。
 - (1) 管理運営に関する点検・評価実施の基本方針に関すること。
 - (2) 点検・評価項目の設定及び点検実施項目の選択に関すること。
 - (3) 管理運営自己評価委員会の点検・評価に関すること。
 - (4) 管理運営に関する点検・評価結果のとりまとめ及び公表に関すること。
 - (5) その他点検委員会の連絡調整に関すること。

(点検委員会の構成及び任務)

- 第7条 点検委員会は、点検項目に応じ、原則として次の委員及び部署で構成する。
- | | |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 大学院・研究活動点検委員会 | 工学研究科運営委員会委員、研究センター運営委員会委員 |
| (2) 学部・学科点検委員会 | 工学部長、デザイン学部長、各学科長 |
| (3) 教育活動点検委員会 | 教務委員会委員 |
| (4) 学生活動点検委員会 | 学生委員会委員 |
| (5) 図書点検委員会 | 図書・紀要委員会委員 |
| (6) 組織点検委員会 | 総務部 関係課・室長 |
| (7) 施設設備点検委員会 | 総務部 関係課・室長 |
| (8) 財政点検委員会 | 財務室 関係課・室長 |
- 2 教学及び管理運営自己評価委員会は、点検項目等の必要に応じて、前項以外の既設の委員会、教室及び各部、課、室に点検委員会の任務を委嘱することができる。
 - 3 点検委員会は、教学及び管理運営自己評価委員会の方針を受けて、次の任務を遂行する。

- (1) 教学及び管理運営自己評価委員会の要請に基づく点検・調査・集計の実施に関すること。
- (2) 点検・調査の資料及び集計データの整理に関すること。
- (3) 集計結果のとりまとめ及びコメントの作成に関すること。
- (4) 教学及び管理運営自己評価委員会への点検結果の報告に関すること。

(自己点検評価委員会)

第8条 自己点検評価委員会は、次の者をもって構成し、委員長は工学研究科長の職にある者を充てる。

(自己点検・評価結果の報告及び公表)

- (1) 工学研究科長
- (2) 原則として各学科から推薦された者各1名

(自己点検・評価項目)

第9条 自己点検・評価の項目は、原則として別表(財団法人大学基準協会大学基準)のとおりとする。

2 総括委員会及び教学・管理運営両委員会は、毎年4月、当年度に行う点検・評価項目を選定し、原則として4年間ですべての項目について点検・評価を行うものとする。

3 自己点検・評価項目の見直しについては、総括委員会及び教学・管理運営両評価委員会において行うものとする。

(自己点検・評価結果の報告及び公表)

第10条 教学及び管理運営自己評価委員会は、毎年度末、それぞれの委員会で実施した点検・評価結果について問題点及びその改善策を添え、報告書にまとめて自己点検評価委員会に提出するものとする。

2 総括委員会は、教学及び管理運営自己評価委員会の報告に自己点検評価委員会の評価を踏まえ、教授会、評議員会及び理事会に総括報告をするものとする。

3 各点検及び評価委員会で作成された報告書については、自己点検評価委員会が年度報告書としてとりまとめるものとする。

4 自己点検・評価結果の公表については、教学及び管理運営自己評価委員会の意見に基づき、総括委員会の議を経て、必要に応じて学内外に報告書を配布することができるものとする。

5 大学全体を総括した自己点検・評価結果については、総括委員会の責任のもとに、自己点検評価委員会において、7年ごとに「学園白書」としてまとめるものとする。

(評価結果の活用)

第11条 本学は、自己点検・評価の結果を踏まえ、第2条の目標達成のため教育研究活動及び教育研究組織の改革・改善に積極的に努めるものとする。

2 総括委員会及び教学・管理運営両委員会は、自己点検・評価の結果を踏まえ、点検・評価の組織体制、実施項目、実施方法及び評価結果の活用について定期的に見直し、改善に努めるものとする。

3 学長は、自己点検・評価の結果を本学の短期、中期及び長期の将来計画に反映させることに努めるものとする。

(委員の任期)

第12条 各委員会委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合は、新たに推薦された者をもって補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(事務)

第13条 総括委員会及び管理運営自己評価委員会の事務は、総務部が所管し、教学自己評価委員会の事務は学務部、自己点検評価委員会の事務は総務部が所管する。

2 各点検委員会の事務は、任務を委嘱された各委員会の事務所管課、各部、課、室が担当する。なお、学部・学科点検委員会のうち、デザイン学部及び建築学科並びに情報デザイン学科に係る事務は、デザイン学部事務室が担当する。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、総括委員会の議を経て、教授会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成5年4月22日から施行する。
- 2 この規程は、平成5年5月27日から施行し、平成5年4月22日から適用する。
- 3 この規程は、平成5年12月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成6年4月1日から施行する。
- 5 この規程は、平成16年10月1日から施行する。
- 6 この規程は、平成18年4月1日から改正施行する。ただし、第10条第5項に定める学園白書のとりまとめ期間に係る改正は、平成19年4月1日から適用する。
- 7 この規程は、平成19年4月1日から改正施行する。
- 8 この規程は、平成22年4月1日から改正施行する。
- 9 この規程は、平成22年5月26日から改正施行し、平成22年4月1日から適用する。
- 10 この規程は、平成23年7月28日から改正施行し、平成23年3月1日から適用する。
- 11 この規程は、平成24年10月1日から改正施行する。